

第五節 祝の女

祝女のことをはじめて沖永良部の史書に見えるのは、

いまから二百七十年ぐらい前の宝永七年（一七一〇）に、与人平安山以下五名の連署で藩庁に上書した「世之主に關する記録」の覚書に、「沖永良部島本琉球御支配の時、毎村女一人宛『ぬる久米』と申役目被召、建代り合いの節は琉球へ罷り波り御届申上候を以て『ぬる久米』役を被仰付、朱書印判の御書付被下申候」とあることである。

これは、薩藩の琉球入り後はじめて世之主の由来および制度、風俗等について調査報告方を沖永良部、与論の与人五人に命じ提出させたものの一節であるが、薩藩の琉球入りから百年も経ていることにまず気づく。

琉球では「大和の御手内（支配）に成候て以後四五十年以来、いかよう御座候て國中衰微いたし候哉」（羽地朝秀Ⅱ向象賢）と嘆息するくらい、慶長の役後薩摩は琉球の在り方について、厳重な規制を設け、次々新しい施策を打ち出してきているのに照らし合わせると、僻遠の離れ小島には、百年を経てやっとこのような調査がなされたということである。

さて、この上書つまり報告書には、祝女についてその具有すべき諸条件の中の基本的なものが簡潔にまとめら

れているといえる。

すなわちはじめに、「本琉球御支配の時、毎村女一人宛『ぬる久米』と申候役目被召」とあるが、もと琉球支配のときとは、とりもなおさず大島諸島が琉球に入貢した英祖王の代（一二六六）この方を指すものであろう。そして、それは風習、文化などの移入後のことであろうと思われるが、毎村「ぬる久米」という役目の女が一人宛いたということになるのである。毎村とは「ひや」（大親役、大屋子）もそうであったが、三間切時代の三十六村の各村ということである。村とは現在の大字のことであり、それは明治四十一年（一九〇八）島嶼町村制が施行されるまで村と称えられていたのである。

次に「ぬる久米」という語について、祝女のことを別に「のろくむい」と言い、その役地のことを「のろくむい地」と言っていたが、この「のろくむい」を音訳表記したのが「ぬる久米」で、これには敬称の意がある。

「ぬる」とは「宣る」の意で、神託を宣る人の義である。祝女は村人から生き神様のように信じられていたが、神がかりした祝女が神として神託を発すること、それが「宣る」であるから祈る人という意にもなる。

どつていたとのことであるが、琉球では部落時代の司祭者（根神）と族長（根人）とは妹兄で、この関係が発展して祝女と按司となるが、沖永良部の祝女と「ヒヤ」の関係はこの觀念の拡大されたものとみてよからう。

この司祭者と族長のコンビ、沖永良部というならば祝女と「ヒヤ」の組合わせで島を治めていたこの時代は、古代社会に多く見られる祭政一致の形態がとられていた時代であったとみてよからう。

祭政一致といえ、我が国においても上古は諸事簡易にして祭事と政治の区別なく、祭政一致の時代があったことはすでに御存じのとおりである。政治のことを「まつりごと」と言うのは、これにゆえんするのである。

沖永良部島では世之主時代（一三九五五年島主に封ぜらる）以前に、「ヒヤ」や祝女という村役がいたことが察せられるが、そのころから薩藩の琉球征伐まで続く大屋子時代を通じ、祝女および「ヒヤ」による祭政一致の形態で島を治めていたと考えられる。時代的には十三世紀以降とみるのが穏当ではなからうか。

次に、「建代り合いの節は琉球へ罷り渡り御届申上候を以て『ぬる久米』役を被仰付朱書印判の御書付被下申

ここで神託という語が出てきたが「みせせる」の「み」は敬語で「せる」は貴人の発言、おおせ言のことで、「せる」は「せ」を重ねたものである。神託は「おもろ」のように謡ものではなく、韻律的なことを繰り返し、繰り返し述べることで、いわゆる神遊びの初期的形態といわれる。この「宣る」を意識したのが「祝女」である。

祭る人は神人で、そして狭義の神人は女性だから神女と「おもろ」などには書いてあるが、神女とは祝女のことである。

「ぬる久米」の「久米」は「のろくむい」の「くむい」の音訳表記であることは前に述べたとおりであるが、琉球の官制に出ている「大屋子」のことを「大やくもい」というのは、「大屋子」に敬称の接尾辞「もい」をつけたもので、「もい」は思いの略であるともいわれる。この「大やくもい」が「うや、くむ、うい」そして「うふやくみ」と転訛し、この語尾の「くみ」を「久米」と表記したのが「のろ久米」で、これに敬意があることは前にも述べたとおりである。

沖永良部でいう「ヒヤ」（大親役、大屋子）は村々で行政に携わり、祝女は村々で公的な村の祭りをつかさ

候」と、祝女の交代について述べられているが、由来祝女は独身終身の神職であるから、その交代とは祝女の死に伴って行われるものと考えるべきであろう。

終身独身であるから嫡系の子孫という者はなく、従って一族における世襲神職ということになる。だから一族の中で次の祝女になるべき者が琉球に渡り、その筋へ届け出て「ぬる久米」役をおおせつけられ、朱書印判の書き付けをもらって正式に祝女になるのであるということである。

朱書印判の書き付けのことを「御印がなし」と言っているが、現在でいうならばさしずめ「辞令書」ということにならう。

沖永良部で、昔那覇泊村の「ぬる殿内」島袋家から祝女として赴任していた屋者の島袋祝女、「真加戸」（一六六五年死）は独身で子がなく弟の子に世襲せしめたとの伝承があるが、独身終身の神職である祝女の世襲法を物語る例であるといえよう。

ところで、沖永良部にも三十六村に祝女がいたことになつており、いたはずであるからその交代のときに首里からのおおせごと、つまり「御印がなし」と呼ばれてい

る辞令書がなければならぬはずであるが、それがまだ一つも発見されていないことはまことに遺憾である。

以上郷土史に見えている祝女に関する記録を中心に考察を試みてきたが、本場琉球での祝女の起源や沿革などについてその大要をかいつまんでみよう。

いまから約三百年ぐらいい前すなわち慶安三年（一六五〇）薩摩の琉球入り後、社会制度が弛緩し、上下とも虚脱状態に陥った琉球に「黄金のたが」を箴めたと言われる「世直し」政策を打ち出し、精神作興に努めたかの有名な政治家向象賢（羽地按司朝秀）が編集した琉球正史「中山世鑑」は、和文で書かれた「琉球の古事記」と言われる書で、琉球の精神文化の振興に寄与したところの大きい書であるが、その琉球開關説によると、「初め天帝子（あまみこの漢訳か）が群類を分ち、民居を定めた。天帝の御子男女二人を下し給い、三男二女を生み、長男は天孫氏と称し国君の始めとなり、次男は按司即ち諸侯の始め、三男は百姓即ち庶民の始めとなり、長女は君々の始め（聞得大君、王宮にありて祭祀を司る女の神職）となり、次女は祝々（地方神職にて女子）の始めとなり、倫道これより始まる」とあり、薩藩の琉球入りよ

り五年前の慶長十年（一六〇五）に浄土宗の僧袋中が三年間琉球に滞在して見聞した結果を琉球で著した「琉球神道記」には、「この国初めまだ人のいない時、天より男女二柱の神が降り、男神を『シネリキヨ』女神を『アマミキヨ』といい、その間に三人の子が生れ、一人目は国君の始、二人目は祝々の始、三人目は百姓の始となった」とある。

また、「中山世鑑」より七十五年後、すなわち享保十年（一七二五）に具志頭親方「蔡温」が著した「中山世譜」は漢文書きで「琉球の書紀」といわれる史書であるが、その「中山世譜」には最初に「シネリキユ」「アマミキユ」という二柱の神が降り、別に天帝子という独化神が出て三男二女を生み、それぞれ国君、諸侯、百姓、君々および祝々の始めとなったと書かれており、三書に多少の相違点はあるけれども、いずれも国初から祝々の始めになった者のいることが説かれている。

さらに、「球陽」や「聞得大君御規式の次第」にも、国初から祝女の始めになった者のいることが述べられている。

これらの書によると、創世の昔から祝女がいたことになっており、祝女の発生の悠遠なことを物語るかのようである。しかし、これは琉球の精神文化の由縁を思わせるものではあるけれども、後世になって往古のことを推量したものである。

では実際に祝女が出現したのはいつごろであろうか？ それについて、祝女の起源は古く十四世紀ごろには祝女という名前の神女が現れている、との説がある。

それはおそらく、彼の第一尚氏（佐敷尚氏）の第一代王尚思紹の父佐銘川大主が、伊平屋（伊是名島）から出て佐敷間切新里村場天に居を移し、大城按司の女をめぐり一男一女を生んだが、その一男は思紹（苗代大比屋）で、一女は場天祝女と言ったという。

その尚思紹（苗代大親）が中山王となったのが応永十三年（一四〇六）であったことから、十四世紀ごろに祝女という名の神女が現れたというのは、この場天祝女のことではなからうか。

後に十六世紀ごろ第二尚氏の中央集権が完成すると、祝女は国家組織の中に入り入れられるが、国家最高の神職である聞得大君に場天祝女の聖号（日代）が譲られたということなどからしても想像できることである。

ところで、十四世紀ごろ祝女という名の神女が現れているということであるが、十四世紀には沖永良部にも祝女がいたということである。すなわち、沖永良部世之主の生母が西目祝女の姪であったことや、世之主が沖永良部島主に封ぜられたのが応永二年（一二九五）ごろと推定されるからである。

このように、早くから沖永良部に祝女がいたということとは、まことに驚嘆に値すると言わざるを得ないが、それにしても沖永良部の祝女は、元来屋者の島袋祝女のように琉球から派遣され、渡来してきたことに基づくものであるから、琉球においては沖永良部より以前に祝女がいたということは疑うべくもない。

さて、祝女は村という共同体の公儀の祭祀をつかさどる女の神職であったが、それが政治と結びつくようになってくると、宗教上ばかりでなく政治、経済のうえでも勢いが強くなってくる。

すなわち、第一尚氏の武力により三山は統一されたが、この征服国家は経済的基礎が薄弱なためわずか七代六十年で崩壊してしまい、それに代わって第二尚氏のぼつ興するに及んで、中央集権の制がしかれるや武力はその影

をひそめ、代わって祭祀の隆盛期に入るのである。

それまで各地方に居住していた按司およびその従臣たちを首里に引き揚げ、その住地を次のように定め、各居住地にそれぞれ神殿をつくった。それは

北山から来た者は西の平等、儀保に居住せしめ、

そこに儀保殿内

中山から来た者は南風の平等、赤田に居住せしめ、

そこに首里殿内

南山から来た者は真和志の平等、山川に居住せしめ、

そこに眞壁殿内

をつくったのである。そして各神殿にそれぞれ「大あむしられ」を任命し祭祀をつかさどらしめるのであるが、この三人の「大あむしられ」を通じて上、下、地離れの三山の祝女たちを統制せしめたのである。三人の「大あむしられ」は親祝女とも言い、聞得大君の統率下におかれていることは申すまでもない。言い替えれば、国家最高の神職である聞得大君の下に三山の神職「大あむしられ」（親祝女）がおり、その下に祝女がいるという体制が整ったのである。

祝女の上に位する女神職を君と言い、その上の最高女

期に入るのである。

すなわち、薩藩の琉球政策をまとめた法令十五カ条の中に「女房衆へ知行遺わさざる事」という一項に見られるような政略の現れである。ここにいう「女房衆」とは、聞得大君以下「大あむしられ」などの神女やその他の女官を指すものであろうが、琉球の神道を薩藩側では邪教と見ていたのではなからうかと考えられないでもない。それにしても「聞得大君」の靈力も、薩藩の武力には勝てなかった、というべきであらうし、こうして特に王室における祭祀は衰退の途をたどったものといえる。

このように琉球の神道、言い替えれば祭祀には、栄枯盛衰の途をたどった跡がうかがえるが、離島の沖永良部島などではそれがどう反映していたであらうか。

郷土史に「建代り合いの節は琉球へ罷り渡り御届申上候」と見えているが、この場合琉球とは世之主時代以前、つまり琉球が三山に分立していた時代は北山を指すであらうし、三山統一後は首里を指しているのであらうと思われる。

したがって祝女は、首里王府から辞令が交府され勾玉

神職が大君である。その大君をたたえて「聞得大君」ととなえた。「聞得大君」とは「名高き大君」ということである。そして初代の「聞得大君」は、尚真王の姉妹「おとちとのもいかね」であり園比屋武御嶽を建て、炬を納れて火の神を祭ったが、祝女の住む「祝女殿内」に火の神を祭る由であるから、祝女の住む「祝女殿内」に火の神を祭る由縁がうなずけることであらう。

こうして、祝女の制度は全琉的に組織化され、政治と結びついた琉球独特の祭祀組織になったのであるが、それに伴って宗教上はもちろん、政治上にも祝女の勢力は強大なものとなってくるのである。例えば国王即位のとき、君真物が出現し、王の寿をなす「きみてずりの百果報」や、即位のその翌年出現するという「きみてずり」をはじめ、五年ないし七年に出現し「島民の善悪を裁く」という「新懸り」などに見る王室における神女の役割をはじめ、村々の祭祀における祝女の役回りを通してみても、上は王室から下は村々に至るまで祝女たちの勢力がいかに強いものになってきたかが想像される。

このような中央集権期の祭祀の隆盛も、薩藩の琉球入り後は、その統治政策との絡み合いもあつて祭祀の衰退しているが、沖永良部の祝女たちは所管の儀保殿地を経てこれらのものが交付されたことであらうと想像される。

沖永良部の場合、祝女は「ひや」（大親役、大屋子）と提携して村を治めていたといわれる。けれども、実際には祝女の教えによって政治がなされていた。つまり主導権は祝女が持っていたともいわれるだけに、村人の祝女に対する崇敬の念は我々が常識で考えている以上のものではなかったかと思われる。祝女は、村人から生き神様としてあがめられていたということ物語るものである。

これも村の公儀の祭祀になっていたのであらうが、明治の初めごろまで女の子が一定の年齢（十七歳という）に達すると「アラミ」を入れると言つて、祝女の祭場である「フナー」に集まって祝女から斎戒を受けるならわしがあつて、このことを「アラメに入る」と言つていた。その際、祝女の服装は白装束（シニューチヌ）で、「ハンザシ」と称する長さ一尋ぐらいの布を頭にかぶり、その上を「ハチマキハジラ」（鉢巻き葛）と称する「カズラ」で頭に輪を巻いていたといわれる。そして、娘たちの間

に座ってミカンの枝をたたきながら、「ヒンデ、ヒンデ」と神様遊び（神事）の打ち出しのことはを言いながら、（神託を宣り）祈禱するのであったという。

「アラミ」やその他祭日には、餅やその他ごちそうを携えて「フナー」に集まり、太鼓をたたいて踊ったりした。祝女神は女の神で、「ヒヤガナシ」は男の監督だったという古老もいた。

祝女の祭場のあとは、ほとんどの村（字）に残っていて、そこを「フナー」と言い、そこに屋敷構えした家を「フナー屋」となえている。

祝女は世襲で、その家柄は定まっております、その家の娘か一族の娘が選ばれて、交代のときは首里王府から辞令が交付され職を継ぐのであるが、終身職で、元来は独身を原則としたが、後に結婚有夫が許されたけれども、祝女の夫は短命だといわれるので求婚者が少なく、たとえ結婚しても祝女のところへ婿入りせねばならず、結婚にも問題があったといわれている。祝女の住む家を祝女殿内（略してただ殿内ともいう）と言ひ、守護神として「火の神」を祭り、根神、掟神など下級神人を従え村の公儀の祭祀を行ってきたのであるが、このようにいろいろ

されてきたのであるから、「村選就職者のものは共有となる」という場合の「村選就職者」というのは、「ヒヤ」の場合を指すものと見るべきであろうと思われる。

このとき私有になった「祝女付属の役地」、つまり「ノロクモイ地」と言われていた土地が、祝女の後継ぎの家に引き継がれたはずである。

沖縄県が明治二十年（一八八七）代に実施した調査によると、国頭地方に四十四人、中頭地方に六十四人、島尻地方に百四人の祝女がいたが、これに宮古、八重山および奄美群島の祝女を加えると、古くは三百人からの祝女がいたことになる（琉球古今紀）による）とあって、これによると沖縄本島だけでも、明治二十年代まで二百十余名の祝女がいたことになっているし、大島本島やカケロマ島では「ノロク神」と称して、祝女信仰が現在でも残っている。

これらに比べると、沖永良部の場合どうしてこんなに早く祝女が絶え廃れたのであろうかと思われるならぬ。もつとも「この度の改新により」とあるから、いわゆるお上からの命によるものであることは間違いないが、それにしても十四世紀ごろからなじんできた祝女

な制約を伴う状況の下で、連綿として世襲されてきたのである。

それが明治四年（一八七二）、廃藩置県が行われた年であるがこの年に、「此度の改新によりシニグ祭、盆祭等は廃止せられ各村（字）の祭役たる『ヒヤ』祝女付属の地（役地）は血統襲職者の私有となり、村選就職者のものは共有となる」と見えているように、琉球服属（一六七）この方統治者（村役）としての「ヒヤ」、十四世紀以来と思われる長い歴史を有する祭職（村役）としての祝女の役職も、ここで終止符を打つことになったのである。

この村役としての祭役の廃止に伴って、その付属の地所（役地）は私有になったのであるが、「ノロクモイ」は「おえか人」すなわち村役と等しく役地として一定の土地があてがわれ、これを「ノロクモイ地」と言い、耕作の権が与えられていた。これは琉球の場合であるが、祝女には「祝女垣」という漁垣や、「祝女漁場」という漁場（海神祭に伴うもの）も所領し、受け継がれていたということである。

沖永良部の場合は、この「ノロクモイ地」が明治四年から私有となったのである。祝女は独身の終身職で世襲が一連の政令によって、あえなくも廃されたことはなお疑問が残る。それは、シニグ祭りや盆祭りの廃止についても同様のことがいえる。

それはさておき、柏常秋著「沖永良部島民俗誌」の口承文芸「屋号」の項に、「屋号はその家人の制定したものでなく、社会が命名したものであるが無苗字時代に民間では、屋号を苗字の代用にしたもので屋号は苗字以上の存在価値を持っている。」と述べ、歴史にちなむものとして「間切時代にウヒヤという首長がおり、それにちなむ屋号としてヒヤ屋、ウヒヤなどと称する屋号が残っている」とが述べられているが、同じ歴史にちなむものとして、祝女に関する屋号についてはまったくふれていない。

祝女の住む家を「祝女殿内」と言い、略して単に「殿内」とも言っているが、屋号として村々に残っていることはすでに御存じであろう。それに祝女の祭場のことを「フナー」と言い、「フナー」跡に屋敷構えした家を「フナー屋」となえている。久志検では、「フナー」では舞をした所だという伝承さえ残っている。

その「殿内」や「フナー」が屋号として、どこにどれだけ残っているかを調べてみたのが次表である。

字	屋号	当主名	屋号	当主名
和泊	トウシチガマ下殿内	山口氏	フナー	元平梅氏宅地
和	メーマ殿内	シマアタイ	フウナー	
手々知名	メントンチ メーマトンチ ウシユトンチ	大坪盛仁氏 南洲神社敷地	フナー	小浜シゲ氏
喜美留			ウフナー	元村田道隆氏宅 現空地
上手々 知名	トウシチ	菅村為忠氏	フナー	山本秀夫氏旧宅
国頭	トウヌチ	川間寛秀氏	フナー	
畦布	ホーリウシユ アガトウシユ 殿内	速水為広氏 森 実文氏	フナーぬ屋	森 英吾氏
玉城	トウヌチ	竹田盛清氏	フーヌ 屋	
皆川	トウヌチ	中原富安氏	フナー	美野氏

字	屋号	当主名	屋号	当主名
久志検	トウヌチ	沖久ウメ氏	フナー	大山カネ氏
上立川	トウヌチ		フナー	
屋者			フナー	永田博氏
芦清良			フナー	吉山植隆氏
瀬利寛	トウヌチ	金城アキ氏		
屋子母	トウヌチ	永島シズエ氏		
徳時	トウヌチ	四並蔵神社敷地		

住吉	福永一夫氏宅	フナー	平清一朗氏
正名	トウヌチ		
下城	トウヌチ	要氏	

調査に疎漏があるかもしれないが、それにしても世之主に関する記録の覚書に「毎村女一人宛又ル久米と申役目被召」ということに照らし合わせると、屋号ということだけからながめた限りにおいては、あまりにも少ないような感じがする。また、祝女の遺品といわれる文化財を多く保持している旧家でも、殿内という屋号のない所があることや、反対に屋号はあっても祝女とは無関係らしい家のあることなどを考えると、祝女の世襲ということと屋号をめぐってはなんらかの経緯があったのではなからうか。

次に、屋号の殿内や「フナー」とは無関係に、祝女にちなむ小地名のあることについてである。その一つ畦布字に「ヌルバン」という小地名のついた所がある。古老たちは「祝女番當」と漢字を当てたりして、「祝女が上納用の反布の長さを測定する所」だったと言いつづけているが、祝女は「ヒヤ」の集めた貢物を琉球に朝貢するのが例であったという言い伝えとともに、祝女がかつ

て「かまえ」つまり租税の取り立てに関係したという遺風にちなむ遺跡の一つと見るべきであろうか。

いま一つ後蘭字に「ヌルバンタ」と言つて、祝女の墓跡だと言いつづけていられる所がある。巨岩の屹立した雑木林の中で、土地の人々は怖い所として敬遠している所である。

祝女の墓といえは、畦布の「あがりはんた」のがけ下に掘り込み墓の「トウル墓」が四つあるが、その一つに「殿内墓」というのがあつて、その入り口左わきに粘板岩の自然石に「奉加修補忌屋代々為祖先也孝孫敬白」とあつて、さらに「貞享三年（一六八六）子八月九日和之掟」と彫刻されているがある。

この碑文は、いまから約三百年ぐらい前のもので、沖永良部（奄美群島でも）に現存する金石文としては、いちばん古いものであるといえる。（和泊町文化財に指定されている）

天保十三年（一八四三）、名瀬市小宿に遠島されたいた名越左源太が島の生活を絵や文で記録した「南島雑話」に、「ノロクメの亡骸を樹上に櫃にをさめて掛置くこと三年骨洗つて後に壺に納め置く」とあるが、沖永良部で

は祝女に限らず死がい樹につるすという葬法はなかった。祝女は村人から生き神様のように尊敬されていたから、死とともに昇天するものと信じ、祝女の墓は一般の墓と区別して、一カ所に葬っていたのであろうと思われる。